

2. 医療保険をご利用の方(通常の訪問看護)

※医療保険の料金は全国一律です。

※訪問看護基本療養費(I)は通常のご自宅への訪問、(II)は同一建物居住者(ご家族や集合住宅での複数人)への訪問の場合に算定されます。

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問(リハビリ)も、訪問場所の条件に応じて(I)または(II)の区分で算定されます。

※リハビリのみの利用であっても、月の初日や2日目以降には「訪問看護管理療養費」が別途かかります。

※医療保険において1日に複数回(2回以上)の訪問を行う場合、特別な条件(厚生労働大臣が定める疾病等、または特別指示書の発行)を満たした上で、「難病等複数回訪問加算」が算定されます。

(1) 訪問看護管理療養費・基本療養費

項目	1割負担	2割負担	3割負担	算定単位
訪問看護管理療養費(月の初日)	770円	1,530円	2,300円	月の初日
訪問看護管理療養費(月の2日目以降)	250円	500円	750円	1日につき
訪問看護基本療養費(I)(通常:週3日まで)	560円	1,110円	1,670円	1日につき
訪問看護基本療養費(II)(同一建物:週3日まで)	560円	1,110円	1,670円	1日につき

(2) 主な加算料金(算定した場合のみ追加)

項目	利用時間・条件	1割負担	2割負担	3割負担	算定単位
24時間対応体制加算 口		650円	1,300円	1,960円	月額

項目	利用時間・条件	1割負担	2割負担	3割負担	算定単位
特別管理加算		250円	500円	750円	月額
緊急訪問看護加算(月14日目まで)		265円	530円	795円	1日につき
緊急訪問看護加算(月15日目以降)		200円	400円	600円	1日につき
夜間・早朝訪問看護加算	早朝(6時-8時)・夜間(18時-22時)	210円	420円	630円	1回につき
深夜訪問看護加算	深夜(22時-翌6時)	420円	840円	1,260円	1回につき
難病等複数回訪問加算(1日2回)	同一建物2人以下の場合 ※特定の疾病等や特別指示書が必要	450円	900円	1,350円	1日につき
難病等複数回訪問加算(1日3回以上)	同一建物2人以下の場合 ※特定の疾病等や特別指示書が必要	800円	1,600円	2,400円	1日につき

(3)参考:1日に複数回訪問する場合の算定条件について

医療保険による訪問看護は、原則として「1日1回・週3日まで」が上限となります。ただし、以下のいずれかの条件を満たす場合に限り、1日に複数回の訪問が認められ、上記の「難病等複数回訪問加算」が算定されます。

- 厚生労働大臣が定める疾病等(別表第7、別表第8に該当する方)

- 主治医から「特別訪問看護指示書(特別指示書)」が交付されている方(急性増悪期や退院直後など)

※この加算は「1日あたりの訪問回数」や「同一建物に訪問する人数(2人以下か3人以上か)」によって点数が異なります。上記表の料金は、ご本人様とご家族様の「2名」の場合(同一建物2人以下)の金額です。